

目 次

凡例

資料解説

三 調査委員会報告書

一 真珠湾攻撃調査報告書

- はしがき(二) 序言(四)

第一部 真珠湾攻撃の外交的背景

- 欺瞞と侵略の日本側記録(八) 日米政策の基本的相違(一一) 枢軸侵略の脅威に対抗するため米国との
った措置(一八) 最初の日米交渉、一九四一年(二一) 五月一二日の日本提案(二二) ドイツのソ連侵
入に対する日本の反応(二三) 交渉の一時的休止(二四) 資産凍結(二六) 交渉の再開および提案され
た日米首脳会談(二七) 九月六日および二七日の日本側提案(三五) 東條内閣の出現(三七) 來栖三郎
の到着(四〇) 日米交渉対最終期限(四一) 一一月二〇日の日本側最後通告と暫定協定(四二) 一一月
二六日の米国側「覚書」(ハル・ノート)(五〇) 日本外交の詐欺的性格——一一月二八日より一二月

七日まで(五四) ワシントンにおける外交と軍事の連絡(五六) 結論(六一)

第二部 日本軍の攻撃とその後の成行

作戦計画の作成と攻撃実施の時機(六三) 攻撃計画の特質(六四) 攻撃への発進(六六) 攻撃の実施(六八) 機動部隊の後退(七六) 攻撃の結果、米国海軍部隊および諸施設に受けた損害(七七) 攻撃の結果、米国陸軍部隊および諸施設に受けた損害(七八) 日本軍の損害(七八) 両軍損害の要約(七九) ハワイにおける米国陸軍の防衛兵力および諸施設(八〇) 日本攻撃部隊とハワイ防衛部隊の兵力と損害の比較(八一)

第三部 ハワイ司令部の責任

空襲の危険についての自覚(八四) 戰争の切迫を示すワシントンよりキメル宛の情報(一〇一) ワシントンよりの警告および命令に従いキメル提督の執った行動(一一四) 一月二七日の「戦争警告」電報(一一五) 「戦争警告」の受領に当つて取られなかつた行動(一一八) 「暗号書破棄」の情報(一三〇) 日本領事館の機密物件破棄に関するショート将軍の知識(一三三) 「消息不明」となつた日本の空母群・ハワイにおける無線情報(一三四) 日本急襲部隊に対するレーダーの方向探知(一三八) 攻撃におけるスペイ行為の役割(一四〇) キメル提督とショート将軍間の連絡(一四五) 情勢の見積り(一四九)

第四部 ワシントン首脳部の責任

太平洋艦隊をハワイに常駐させたこと(一五一) ハワイ方面の利用可能な防衛諸施設(一五八) 太平洋艦隊兵力の大西洋移駐(一六一) 「ABCD」協定か(一六四) 戰争の回避(一六九) ワシントンで入手された情報(一七八) 「真珠湾在泊艦艇」報告(一八一) 「風暗号」(一九〇) 「隠語」暗号(一九一) 最終期限電報(一九三) 交渉の不誠意を示す(一九四一年一月二八日以後の電報)(一九五) 日米交渉の状態と一月二七日の陸軍電報(一九九) 一月二八日のショート将軍の回答を追求しなかつた失策(二〇一) 「ベルリン電報」(二〇六) 暗号書破棄電報(二〇八) 一九四一年一二月六日および七日の出来事(二〇九) 「覚書交付」電報および最後の暗号破棄命令(二三四) 攻撃後に翻訳された重要電報(二三三) ハワイには通告されずワシントンのみ利用した情報に関する結論(二三五) ワシントンにお

ける情況判断(一三八) 責任の本質(一四一) 一般観察(一四五)

第五部 結論および勧告

責任に関する結論(一四七) 勧告(一四九) 真珠湾調査によって露呈された陸海軍編制の管理上、行政的および組織上の諸欠陥(一四九)

付録D 四ヵ月間の日米外交交渉および関係事件の回顧

二四七

二四八

1 まえがき(一五九) 2 大西洋会談前の日米会談の概要(一六〇) 3 大西洋会談(一九四一・八・九・一四)(一六六) 4 ルーズベルト大統領の対日警告と日米会談再開の提案(一九四一・八・一七)(一六八) 5 米国の対ソ石油供与に対する日本の抗議(一九四一・八・二七)(一七〇) 6 近衛首相、ルーズベルト大統領にメッセージを送り "首脳会談" を督促す(一九四一・八・二八)(一七一) 7 ドイツ、不信行為と怪しむ(一九四一・八・二九—三〇)(一七二) 8 近衛メッセージに対するルーズベルト大統領の回答(一九四一・九・三〇)(一七四) 9 日本、新提案を提示す(一九四一・九・六)(一七五) 10 グルーバ大使、首脳会談を支持す(一九四一・八・九月)(一七八) 11 日本、対米交渉に最小限の要求と最大限の譲歩を決定す(一九四一・九・六)(一七九) 12 米国、日本に新提案の明確化を要求す(一九四一・一〇・一)(一八一) 13 ドイツ、独伊と米国の戦争は日米戦争となる、と三国条約に従つて米国に警告するよう日本に要求す(一九四一・一〇)(一八七) 14 近衛内閣の退陣と野村大使の帰朝請訓(一九四一・一〇・六、一〇・一八一一・五)(一八九) 15 東條内閣 "絶対最後案" を作成す(一九四一・一・五)(一九三) 16 グルーバ大使、対日戦は "劇的に突如として" 起るであろうと警告す(一九四一・一・三)(一九七) 17 蔣介石、英米に援助を懇請す(一九四一・一〇・二八一一・四)(一九八) 18 日本、最後案に近いものを米国に提示す(一九四一・一・一〇)(三〇六) 19 東條内閣、"絶対最後案" 以外の考慮を拒否す(一九四一・一・一八一一九)(三一五) 20 日本、"絶対最後案" を米国に提示し、それを基礎とした妥結を要求す(一九四一・一・一〇)(三一〇) 21 米国の回答(一九四一・一

一・二一〇) (三一一三) 22 東條内閣は日米会談の続行をよそおい、同時に南部仏印の日本軍を増強す(一九四一・一・一・一七—一二・七) (三四八) 23 日本軍、仏印よりタイに侵入(一九四一・一二・一一七) (三六八) 24 ドイツは、対米攻撃の機が熟したと日本に伝え、対米戦で日本に参戦を約束す(一九四一・一・一九・) (三七一) 25 極東情勢の急速激化によるルーズベルト大統領のワシントン帰還(一九四一・一二・一) (三七三) 26 ルーズベルト大統領、日本政府に南部仏印の兵力増強の目的をただす(一九四一・一二・一) (三七八) 27 日本政府は、仏印における日本軍の行動は中国の攻撃に対する防衛のためであると主張す(一九四一・一二・五) (三八三) 28 最後の二日間(一九四一・一二・六一八) (三八六)

少數派報告

委員会の任務(四〇九) 委員会の直面した基本的疑問(四一〇) 直面した各種の困難と記録の不備(四一一) 本報告の形式(四一七) 事実および責任に関する判定(四一七) 判定を支える証拠について(四一〇) 結論(四九〇) 責任所在の要約(四九〇)